



# 長野県報

3月28日(月)  
平成23年  
(2011年)  
第2253号

## 目次

### 規 則

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則(地域福祉課) .....	2
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課) .....	3
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育総務課) .....	3
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課) .....	4
教育関係事務の定例報告に関する規則の一部を改正する規則(特別支援教育課) .....	4
特別支援学校管理規則の一部を改正する規則(特別支援教育課) .....	4
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) .....	5

### 告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) .....	6
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室) .....	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可(3件)(生活排水課) .....	6
中小企業融資規程の一部改正(経営支援課) .....	7
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) .....	7
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課) .....	8
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課) .....	9
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課) .....	9
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課) .....	9
道路の区域決定及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	10
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課) .....	10
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	11
文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県無形文化財の指定(文化財・生涯学習課) .....	11
昭和46年長野県教育委員会告示第9号(長野県天然記念物の指定)の一部改正(文化財・生涯学習課) .....	11
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) .....	11

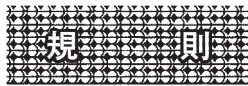
### 公 告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び変更に係る土地利用基本計画図の閲覧(企画課土地対策室) .....	12
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	12
一般競争入札(広報課) .....	12
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) .....	13
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課) .....	13
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策課) .....	14
企画提案公募(プロポーザル)(農業政策課農産物マーケティング室) .....	14
一般競争入札(信州の木振興課) .....	14
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課) .....	15
土地改良事業の施行に伴う換地処分実施の届出(農地整備課) .....	15
平成22年度定期監査の結果に関する報告に基づく措置(監査委員事務局) .....	16

### 訓 令

職に関する任免の一部改正(教育総務課) .....	28
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正(教育総務課) .....	28
長野県立高等学校における兼務に関する規程の一部改正(高校教育課) .....	28

正誤(警務課) .....	28
---------------	----



長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第5号**

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則（平成6年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「50単位」を「53単位」に、「25単位」を「24単位」に改める。

別表第1を次のように改める。

（別表第1）（第6条、第7条関係）

保育学科の教科目及び単位数

科 目	教 科 目	単位数			
教養科目	外国語	演習 2			
	体育	講義	1		
		実技	1		
	文学	講義	2		
	社会学	講義	2		
	法学	講義	2		
	情報処理	演習	1		
必修科目	保育原理 I	講義	2		
	教育原理	講義	2		
	児童家庭福祉	講義	2		
	社会福祉	講義	2		
	相談援助	演習	1		
	社会的養護	講義	2		
	保育者論	講義	2		
	保育の本質・目的に関する科目	保育の心理学 I	講義	2	
		保育の心理学 II	演習	1	
		子どもの保健	子どもの保健 I A	講義	2
			子どもの保健 I B	講義	2
			子どもの保健 II	演習	1
		子どもの食と栄養	演習	2	
		家庭支援論	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育課程論	講義	2		
	保育内容総論	演習	1		

保育の内容・方法に関する科目	保育内容演習 I	健康 I	演習	1	
		人間関係	演習	1	
		環境	演習	1	
		言葉 I	演習	1	
		表現 I	演習	1	
	乳児保育	演習	2		
保育の表現技術	保育表現技術 I	身体表現 I	演習	1	
		音楽表現 I	演習	2	
		造形表現 I	演習	1	
		言語表現	演習	2	
保育実習	実保育 I	保育所実習	実習	2	
		施設実習	実習	2	
	保育実習指導 I	演習	2		
総合演習	保育実践演習	演習	2		
保育の本質・目的に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理 II	演習	2	
		福祉従事者論	講義	2	
		障害・老人福祉論	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学 III	演習	2	
		臨床心理学	演習	2	
選 択 必 修 科 目	保育の内容・方法に関する科目	演習 II 内容	健康 II	演習	1
			言葉 II	演習	1
			表現 II	演習	1
		家庭管理	講義	2	
	基礎ゼミナール	演習	1		
	保育実習室演習	演習	2		
	保育の表現技術	保育表現技術 II	身体表現 II	演習	1
音楽表現 II			演習	2	
音楽表現 III			演習	4	
音楽表現 IV			演習	4	
造形表現 II			演習	1	
保育実習	保育実習	保育実習 II	実習	2	
		保育実習 III	実習	2	
		保育実習指導 II	演習	1	
		保育実習指導 III	演習	1	

（備考） 1 障害・老人福祉論、基礎ゼミナール、保育実習室演習、音楽表現 II、音楽表現 III 及び音楽表現 IV は、必ず履修するものとする。

2 保育実習Ⅱ及び保育実習指導Ⅱ又は保育実習Ⅲ及び保育実習指導Ⅲのいずれかについては、必ず履修するものとする。

別表第2中 1 (15) を 2 (30) に、

「 47 (1,230) 」を「 48 (1,245) 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年3月31日現在に在学する者の履修すべき教科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県福祉高等学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

地域福祉課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第7号」を「第6号」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第6条の2第2号中「の設置」を「(市町村立特別支援学校を含む。第4号、第5号及び第9号、第14条、第16条第1項並びに第17条第3項第4号及び第5号において同じ。)の設置」に改め、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第6条の2中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 市町村立特別支援学校の学級編制の同意に関すること。

第17条第2項第5号及び第6号中「及び中学校」を「、中学校及び市町村立特別支援学校」に改め、同項第7号中「又は中学校」を「、中学校又は市町村立特別支援学校」に改め、同条第3項第3号中「及び中学校」を「、中学校及び市町村立特別支援学校」に改める。

第40条の見出し中「及び課付」を「、課付及び所付」に改め、同条に次の1項を加える。

5 現地機関又は教育機関に、現地機関又は教育機関の特定事務を行わせるため、所付を置くことがある。

別表第7の課又は室の項中

技師	一般的な業務を行う職務	を
運転技師	自動車の運転業務	

「 技師 一般的な業務を行う職務 」に改め、

同表の教育総務課の項中

「 安全運転管理者 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第2項に規定する職務 」を

「 安全運転管理者 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第2項に規定する職務 」に改め、  
「 エネルギー管理企画推進者 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務 」

同表の体育センターの項中

「 主事 一般的な業務を行う職務 」を  
「 技師 」

「 主事 一般的な業務を行う職務 」に改める。

別表第8の教育機関の項中

「 運転技師 自動車の運転業務 」を  
「 汽缶技師 汽缶技術業務 」

「 運転技師 自動車の運転業務 」に改め、

同表の総合教育センターの項中

「 総務係長 所長が指定する特定の事務の分掌 」を  
「 実習助手 教育に関する専門的・技術的事項の指導、研究等の補助的職務 」

「 総務係長 所長が指定する特定の事務の分掌 」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第7の教育総務課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務局処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会事務局処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第5の2の(7)中「及び中学校」を「、中学校及び特別支援

学校」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年 3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条中「に副校長」を「及び長野県篠ノ井高等学校犀峽校に副校長」に改める。

別表第1の長野県中条高等学校の項を削り、同表の長野県篠ノ井高等学校の項の次に次のように加える。

長野県篠ノ井高等学校犀峽校	普通科		
---------------	-----	--	--

別表第1の長野県東御清翔高等学校の項中

「普通科」を「普通科 普通科」に改め、同表の

長野県岡谷工業高等学校の項中「生産システム科」を

「環境化学科 生産システム科 電子機械科」に改め、同表の長野県箕輪進修高等学校の

項中「普通科 機械科」を「普通科」に改め、同表の長野県上伊那

農業高等学校の項中「生産環境科 園芸科学科 生物工学科 緑地工学科」を

「生産環境科 園芸科学科 生物工学科 生物科学科 緑地工学科 緑地創造科」に改め、同表の長野県蘇南高等学

校の項中「普通科 電気科 商業科 総合学科」を「総合学科」に改める。

別表第3の安全運転管理者の項中「第74条の2第2項」を「第74条の3第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高校教育課

教育関係事務の定例報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年 3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

教育関係事務の定例報告に関する規則の一部を改正する規則

教育関係事務の定例報告に関する規則(昭和32年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「(2) 中学校職員配置表 | " | " | " |」を

「(2) 中学校職員配置表 | " | " | " | (3) 特別支援学校職員配置表 | " | " | 特別支援教育課 |」に

改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

特別支援教育課

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年 3月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則(昭和39年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(寄宿舎教諭)」に改め、同条第1項中「高度な知識経験を必要とする寄宿舎指導員の職務を行わせるため、主任寄宿舎指導員」を「高度の知識経験に基づく児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導をつかさどらせるため、寄宿舎教諭」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(実習担任教諭)

第14条の2 学校に、実験又は実習について教諭の職務を助け、かつ、実験又は実習のうち専門的事項をつかさどらせるため、実習担任教諭を置くことができる。

別表第4の安全運転管理者の項中「第74条の2第2項」を「第74条の3第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

特別支援教育課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月28日

長野県公安委員会委員長 花岡勝明

**長野県公安委員会規則第3号**

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「規制」の次に「(高速自動車国道の本線車道(政令第27条の2に規定する本線車道を除く。3において同じ。)にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制並びに道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の指示標識のうち、「駐車可」及び「停車可」の標識を用いた規制を除く。)」を加え、同表の2中「(昭和35年総理府・建設省令第3号)」を削り、同2の(10)のA中「又は電話」を「、電話又は鉄道」に改め、同表の3中「もの」の次に「(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制を除く。)」を加え、同表の5の(10)のA中「又は電話」を「、電話又は鉄道」に改め、同(10)のキ中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

別表第3の高速自動車国道関越自動車道上越線の項の次に次のように加える。

高速自動車国道中部横断自動車道	一般国道142号との交差点から高速自動車国道関越自動車道上越線との分岐点まで
-----------------	--

別表第3の一般国道20号の項を次のように改める。

一般国道20号	山梨県と長野県との境界から一般国道19号との交差点まで
	一般国道20号との交差点(茅野市宮川字中野6633番1地先)から一般国道20号との交差点(茅野市宮川字家下4489番4地先)まで(バイパス)
	茅野市宮川3926番6地先から県道神宮寺諏訪線との交差点(諏訪市大字四賀字庄ノ田通2348番2地先)まで(バイパス)
	県道下諏訪辰野線との交差点(岡谷市長地梨久保2丁目4125番3地先)から一般国道20号との交差点(岡谷市今井字堰下1670番2地先)まで(バイパス)

別表第3の一般国道153号の項を次のように改める。

一般国道153号	愛知県と長野県との境界から下伊那郡松川町と上伊那郡中川村との境界まで
	一般国道153号との交差点(飯田市山本5444番1地先)から一般国道153号との交差点(飯田市山本2287番1地先)まで(バイパス)
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線との交差点から一般国道20号との交差点まで

別表第3の一般国道474号の項を次のように改める。

一般国道474号	高速自動車国道中央自動車道西宮線との分岐点から一般国道151号との交差点まで
	下伊那郡喬木村9119番367地先から飯田市上村26番5地先まで

別表第3の県道長野真田線の項中「一般国道18号」を「一般国道117号」に改め、同表の県道長野須坂インター線の項の次に次のように加える。

県道豊野南志賀公園線	一般国道403号線との交差点から須坂市道本郷松川線との交差点まで
------------	----------------------------------

別表第3の県道長野上田線の項を次のように改める。

県道長野上田線	一般国道18号との交差点(千曲市大字八幡字吉野3916番地先)から県道大町麻績インター千曲線との交差点(千曲市大字若宮2番5地先)まで
	県道長野上田線との交差点(千曲市大字上山田字東組76番1地先)から県道長野上田線との交差点(埴科郡坂城町大字上五明字中村433番1地先)まで(バイパス)
	県道大町麻績インター千曲線との交差点(千曲市大字上山田901番2地先)から県道上室賀坂城停車場線との交差点まで

別表第3の県道伊那インター線の項の次に次のように加える。

県道伊那箕輪線	県道伊那インター線との交差点から上伊那郡南箕輪村道10号線との交差点まで
---------	--------------------------------------

別表第3の県道柏矢町田沢停車場線の項の次に次のように加える。

県道森篠ノ井線	一般国道403号との交差点から一般国道18号との交差点まで
---------	-------------------------------

別表第3の県道諏訪湖四賀線の項の次に次のように加える。

長野市道運動公園通り線	長野市道平林古野線との交差点から長野市道運動公園西通り線との交差点まで
長野市道平林古野線	長野市道運動公園通り線との交差点から一般国道406号との交差点まで
長野市道運動公園西通り線	長野市道運動公園通り線との交差点から一般国道18号との交差点まで

附 則

(施行期日)

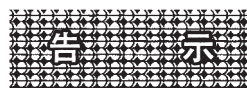
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第3の一般国道20号の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の日前に高速自動車国道中部横断自動車道、一般国道153号(一般国道153号との交差点(飯田市山本5444番1地先)から一般国道153号との交差点(飯田市山本2287番1地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、一般国道474号(高速自動車国道中央自動車道西宮線との分岐点から一般国道151号との交差点までの区間に限る。)、県道長野真田線(一般国道117号との交差点から一般国道18号との交差点までの区間に限る。)、県道豊野南志賀公園線、県道長野上田線(県道長野上田線との交差点(千曲市大字上山田字東組76番1地先)から県道長野上田線との交差



点(埴科郡坂城町大字上五明字中村433番1地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、県道伊那箕輪線、県道森篠ノ井線、長野市道運動公園通り線、長野市道平林古野線又は長野市道運動公園西通り線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

3 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に一般国道20号(一般国道20号との交差点(茅野市宮川字中野6633番1地先)から一般国道20号との交差点(茅野市宮川字家下4489番4地先)まで(バイパス)の区間に限る。)を通行した自動車に対する改正後の規則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第185号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862-1	平成26年3月19日

医療推進課

長野県告示第186号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エコタウン信州	エコタウンケアセンター	茅野市宮川11400番地1	平成23年3月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ	宅老所いっば	松本市新村214番地2	平成23年3月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エコタウン信州	エコタウンケアセンター	茅野市宮川11400番地1	平成23年3月16日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ	宅老所いっば	松本市新村214番地2	平成23年3月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第187号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
茅野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
茅野都市計画下水道事業 茅野市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和50年2月12日から  
平成25年3月31日まで
- 4 事業地